

地域子育て支援拠点事業〔ひろば型〕 Q & A

(資料5)

No.	内容	回答
6	<p>子育て支援の取組とともに「関係機関や子育て支援活動を行っているグループ等とネットワーク化を図り、連携しながら」とあるが、具体的要件は何か。</p>	<p>子育て支援拠点の実施に当たっては、実施要綱において、既に、保育所、福祉事務所、児童相談所、…等と連携を密にし、効果的かつ積極的に実施するよう努めることを留意事項として掲げているが、機能拡充に当たっては関係機関等と連携し、地域のネットワークの一員としてきめ細かな支援の提供が必要であることから明記した。特に要件は問わないが、市町村等が設置している子育て支援のための協議会等に参画し、支援の必要な親子を関係機関につなぐ体制がとられている場合や、地域の子育て支援団体が自主的に設置しているネットワークに参画し、日常的に関係機関との情報交換が図られていると認められる場合などが考えられる。</p>
7	<p>地域の子育て支援のネットワークに参画し、コーディネーターとして活動しているが、ひろば開設のほかに子育て支援事業を実施していない場合、コーディネーターのみでは機能拡充にかかる単価の適用対象にならないか。</p>	<p>ひろば型を実施している社会福祉法人等が、ひろばと一体的に多様な子育て支援活動を実施することで、様々な親子の交流促進につながることを目的としており、関係機関との連携による子育て支援策の提供など地域の子育て支援の面的充実が図られることを目的としており、コーディネーター機能のみでは対象にならない。</p>
8	<p>機能拡充にかかる単価を適用した場合、これと併せて地域の子育て力を高める取組の加算を受けることができるか。</p>	<p>地域の子育て力を高める取組については、機能拡充に該当するひろば型であっても加算対象とする。ただし、市町村が機能拡充に該当すると認める独自事業が、実施要綱に掲げる地域の子育て力を高める取組のア～エの取組のいずれかに該当する場合は、機能拡充型の単価適用と重複して加算対象とすることは認められない。</p> <p>【参考】(ア)中・高校生や大学生等ボランティアの日常的な受入・養成を行う取組 (イ)地域の高齢者や異年齢児童等と世代間の交流を継続的に実施する取組 (ウ)父親サークルの育成など父親の子育てに関するグループづくりを促進する継続的な取組 (エ)公民館、街区公園(児童遊園)、プレーパーク等の子育て親子が集まる場に、職員が出向き、必要な支援や見守り等を行う取組</p>